長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 馬場 隆
購読料一部10円
組合員は組合費に含む

メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

現場教職員の声を無視して「給特法一部改正法案」が成立

各都道府県のとりくみで「1年単位の変形労働時間制」の導入を阻止しよう！

公立学校への1年単位の変形労働時間制導入を可能にする「給特法一部改正法案」は、12月4日の参議院本会議で、自民・公明・維新などの賛成多数で可決されました。全教と教組共闘が9月半ばからとりくんだ導入反対の請願署名は9万筆を超えましたが、こうした現場教職員の声を無視して法案が成立しました。全教は即日、中央執行委員会声明を発表し、「1日8時間労働という大原則を壊す労働法制の大改悪、憲法違反の法案であり、かつ教職員の長時間過密労働を固定化し助長する恐れがある法案が、衆参合わせて30時間にも満たない不十分な審議で採決されたことに断固抗議します」と厳しく批判しました。

全教等による
国会前での抗議行動

制度導入に道理がないことは明らか

国会審議の中で、「1年単位の変形労働時間制」が平日の時間外労働を縮減する効果がないことは萩生田文科大臣自身も認めました。萩生田大臣は、「1年単位の変形労働時間制」導入の目的を夏休み等に5日程度のまとめどりをするためと答弁しましたが、この制度を導入しなくてもまとめどりができることも審議の中で明らかになりました。導入の目的すらきちんと説明できない法案を数の力で無理矢理成立させたというのが実態で、制度導入に道理がないことは明らかです。

学校現場に導入させないとりくみを強めよう

国会審議の中で、政府・文科省が条例を策定しないこともありうると認めたことは、今後の都道府県レベルでのとりくみの足がかりになります。

長崎県教委の池松教育長は、10月31日に行った今年度の確定交渉の中で、高教組が「『1年単位の変形労働時間制』に意味があると思うか」と質したことに対して、「前提が（1ヶ月の超勤が）45時間になった時に初めて機能するのかなと思っている」「我々はその前提を早く作らなければいけない」と回答しました。少なくともそのレベルまで超勤が減らなければ条例を制定する必要はないはずです。「条例制定の必要はない」という声を学校内外で広げましょう。

【第30回人間らしく働くための九州セミナーで採択された宣言より】

人間らしく働くための2019長崎宣言
「健康権をすべての働く人びとに」（抜粋）

私たち働くものには健康で働く権利がある。これは日本国憲法が保障している働くものの基本的人権である。

その前提となるのは、安定した生活ができる雇用が確保されることである。同一労働同一賃金を確立し、働く貧困層・ワーキングプアーをなくす。

狭義の「労働者」にとどまらず、自営業者やフリーランス、外国人技能実習生をはじめ外国人労働者を含む全ての働く人びとが生活できる収入と安全な職場環境を保障する制度の確立を求める。

私たちは自らの労働を安全に行い、その危険要因や回避可能性について知る権利がある。

さらに、危険な労働から自分から離脱する権利を有する。

働らかされ過ぎによる健康障害を予防し、人間らしい働き方を実現するためには、労働時間の規制はなにより重要である。労働基準法が定める8時間労働制の再確立が求められる。さらに、労働と次の労働との間隔（インターバル）を11時間以上とすることの義務化は早急に実現すべきである。

「人間らしく働くための九州セミナー」に500人を超える参加者

「国際的視点で考える働く人々の健康権」をテーマに 学び、交流

第30回人間らしく働くための九州セミナーは、11月30日と12月1日の両日、長崎市の長崎大学文教キャンパスで開催され、九州・沖縄を中心に遠くは韓国やフランスからの参加者も含めて500人を超える参加がありました。高教組からも12人が参加しました。

EUの労働時間法制についての記念講演

30日は、開会行事に続いて、「EUの労働時間法制とその含意」というテーマで、労働政策研究・研修機構研究所長の濱口桂一郎氏の記念講演がありました。その中で濱口氏は、EUの労働時間指令の特質について、次のように解説しました。

「まず実労働時間規制であるということ。最長週労働時間は48時間と規定されているが、それは時間外労働を含めた絶対的な上限として規定されている。日本では、その時間を超えると時間外手当を支給しなければならないという賃金に関する規制になっているが、EUの場合は賃金規制ではなく、物理的な労働時間規制である。その背景にあるのは、労働時間規制は安全衛生規制であるという理念である。EUの労働時間指令第1条は、『労働時間編成のための最低の安全及び健康の要件を定める』と規定している」

働く人々の健康権について国際的視点からパネルディスカッション

記念講演に続いては、「国際的視点で考える『働く人々の健康権』」というテーマでパネルディスカッションがありました。4人のパネリストとその報告のテーマは次のとおりです。

○イ・ユングン氏（韓国の労働衛生の専門家）「韓国における働く人々の健康権獲得のとりくみの歴史と現状」

○ケビン・クレパン氏（フランス労働総同盟ソンム県書記長）「規制緩和のもとでの労働法典への攻撃」

○長田華子氏（茨城大学准教授）「南アジアの縫製産業でのでの生命を脅かすような労働環境」

○布施恵輔氏（全労連国際局長）「ILO創立100年と今年採択されたハラスメント条約の特質」

左から、通訳の大塚氏、イ・ユングン氏、長田氏、コーディネーターの田村氏（セミナー代表世話人）、クレパン氏、布施氏

特別企画と分科会

4人の報告の後、共通する課題として浮かび上がったフリーランスなど雇用契約によらずに働かされている人々をふくむすべての働く人々の健康権を守る視点の重要性と国際基準を作り守らせていくとりくみについて、各パネリストから意見表明がありました。

二日目は、「感情労働と健康権」「なくせじん肺・アスベスト全国キャラバン30年の歩み」という2つの特別企画と、「長時間労働・過密労働」「職場の労働安全衛生活動」など8つの分科会に分かれて、学習や各地とりくみ交流・意見交換が行われました。

「感情労働と健康権」についての特別企画では、イム・サンヒョク氏（韓国グリーン病院院長）の講演があり、感情労働の特性や韓国におけるとりくみの歴史と現状について学びました。続いて、中村美穂氏（長崎国際大学講師）の講演で、感情労働にかかわる労働者が感情を自己制御するための視点や工夫等について学びました。

セミナーは、最後に「人間らしく働くための2019長崎宣言」（別掲）を採択して全日程を終了しました。

感情労働とは
対人サービスにかかわる労働等、感情の抑制や緊張、忍耐などが必要な労働のこと。

6190筆のカジノ誘致反対署名を県に提出

ストップ・カジノ！長崎県民ネットワーク

高教組も参加している「ストップカジノ！長崎県民ネットワーク」（以下、カジノ・ネット）は、11月25日、カジノ誘致の中止を求める要請行動を行い、カジノ誘致反対署名6190筆を県に提出しました。提出行動には、県民ネットの共同代表である朝長万左男原爆病院名誉院長、本田孝也保険医協会会長、舟越耿一長崎大学名誉教授、篠崎正人リムピース編集委員をはじめ、22人が参加し、高教組からも馬場書記次長が参加しました。

要請行動では、カジノ・ネットの新木幸次事務局長が、カジノ誘致を中止し、区域認定申請をしないよう求める知事宛の要請書を読み上げ、朝長共同代表が、IR推進担当の吉田慎一政策監に署名を手渡しました。吉田政策監は、「要請は知事に伝える」としながら、カジノを含むIR誘致の目的は若者定着のための雇用創出、インバウンドの拡大にあり、日本人のカジノへの入場は回数制限など様々な制限があることなどをあげ、「丁寧な説明をしていきたい」とカジノ誘致をすすめる立場で対応しました。

その後の意見交換では、朝長氏と本田氏が医師としての立場から、ギャンブル依存症はどのような対策をしても完全に防ぐことはできないことを強調し、「依存症を100％防ぐことができると言えるのか」と追及しました。これに対して吉田政策監は、シンガポールで依存症対策を行った結果、依存症が減ったこと等をあげて「極小化することができる」と強弁しましたが、「100％防げるかどうかは知識がないので答えられない」と回答しました。朝長氏は「極小化でも依存症はゼロにはできない。経済的な効果があればそれを容認するということか」と県の姿勢を厳しく批判しました。

カジノ・ネットは県に誘致を断念させるために、今後もとりくみを継続する予定です。

要請行動の参加者（県庁1階ロビー）

川棚町で「石木ダムを断念させる全国集会」

石木ダムによる水没予定地に住む13世帯の土地の明け渡し期限が翌日に迫った11月17日、13世帯でつくる石木ダム絶対反対同盟など7団体の主催による「石木ダムを断念させる全国集会」が川棚町公会堂で開催され、県内外から約700人が参加しました。

集会では、水源開発連絡会共同代表の嶋津暉之さんと参議院議員の嘉田由紀子さんの講演があり、嶋津さんは、石木ダムが治水・利水の両面で全く不要であること、嘉田さんは、滋賀県知事の時に県内の6つのダムを中止した経験と教訓を語りました。

続いて、石木ダム訴訟弁護団の高橋謙一弁護士からの裁判報告と「石木ダムの強制収用を許さない議員連盟」の報告があり、強制収用を許さない議員連盟からは、この日までに加盟議員が90人を超えたことが発表されました。議員連盟には県内外の国会議員と地方議員が参加していますが、県内では県議会議員が4人、市町議会議員は45人にのぼっています。

その後、全国から集まった支援団体からの連帯のあいさつや地権者の決意表明を受けて、この集会を奪われた土地を取り戻すための新たな闘いのスタートにして運動を広げることをよびかける集会宣言を採択しました。

登壇した「強制収用を許さない議員連盟」のメンバー

＜全国教職員学習交流集会　参加報告＞

11月23～24日に東京で開催された全国教職員学習交流集会に、レポーターとして参加した今泉宏副委員長からの報告です。

全体会で中野晃一上智大学教授が講演

教組共闘連絡会と高校懇談会が主催する全国教職員学習交流集会に参加してきました。最近加入した青年組合員を誘ったのですが、残念ながら予定が合わず、私一人の参加となりました。

全体会では、上智大学教授の中野晃一さんが「今こそ作りだそう　民主主義の発展と憲法が生きる社会　～共同の広がりと運動が築いたもの～」と題して講演されました。「最近の政治は、次から次に問題が出て、逆に前のことを忘れさせてしまい、国民の感覚を麻痺させてしまっている現状がある。さらに都合の悪い証拠を処分したり、嘘に嘘を重ねて逃げ切ろうとしている。7年も政権が続くと、退陣に追い込まれるような政権を知らない若い人が多くなり、これくらい許されるのかという感覚になっている。しかし、国会において、数では与党に勝てない状況が続いている。今重要なことは、野党が一つになって与党に立ち向かい、安倍政権を終わらせることである。そして、国会から改憲の発議をさせなくする必要がある。もし、国民投票になったら、与党は憲法の中身で勝負ではなく、イメージ戦略でくることが考えられる。市民と野党の共闘をさらに広げていくことが今はとても大事である。」と話されました。

教研におけるバトンパスが必要

分科会で報告する
今泉副委員長（左）

分科会は、憲法・平和・核廃絶の分科会に参加し、長崎工業高校での実践、「労働法教育を通しての憲法教育」を発表しました。参加者からは、「生徒はもちろん、先生方にも勉強になったのではないか。」「憲法では、労働は権利が義務より先にきていることを中学生にもしっかり教えたい。」「初任者や非正規の先生にも教職員としての権利をきちんと教える必要があるのではないか。」という意見をいただきました。私の他には、「脱原発を廃炉や最終処分の視点から教材化しよう」（福島県教組）、「2019平和フィールドワークのまとめ」（沖縄県教組）、「職場体験学習で選挙ポスター貼りをどうとらえるのか」（山口県教組）の3本のレポート発表がありました。

参加してみて、現状報告や問題提起としてのレポートばかりで、教育実践としてのレポートは私だけでした。全体会を見渡しても、青年教職員の参加は一部の組織からはありましたが、まだまだ少なく感じました。また、レポーターはベテランや組織の役員に限られているように感じました。教研を継続、発展させるためには、ベテランの先生方が日ごろのとりくみや課題をレポートにまとめて発表することを若い教職員に伝えていく、教研におけるバトンパスが必要だと感じました。

県教研写真館

上：社会科教育分科会

左：数学教育分科会

右：外国語教育分科会

左：学校図書館教育分科会